



(号外) 独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○消費者庁及び消費者委員会設置法

○消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

○消費者者安全法 (五〇)

〔政令〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する政令 (一四八)

○母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (一四九)

〔省令〕

○母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一二〇)

- 1 消費者庁の長は消費者庁長官 (以下、「長官」という) とすることとした。(第二条関係)
- (一) 消費者庁に消費者庁を設置することとし、消費者庁の長は消費者庁長官 (以下、「長官」という) とすることとした。(第六条第一項関係)
- (二) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第六条第二項関係)
- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要な事項に関する事務を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
- (2) 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要な事項に関する事務を内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるここと。
- (3) 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるここと。
- (4) 消費者基本法その他の個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 委員会の委員は、独立してその職権を行うこととした。(第七条関係)
- (6) 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。(第八条関係)
- (七) 委員会は、委員一人以内で組織することとともに、委員会に、臨時委員及び専門委員を置くことができるとした。また、委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者等のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。(第九条及び第一〇条関係)
- (八) 委員の任期は、二年とするとともに、委員、臨時委員及び専門委員は非常勤とすることとした。また、委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとするとともに、委員会に事務局を置くこととした。(第一一条第一項関係)

- 2 消費者委員会
- (一) 内閣府に、消費者委員会 (以下、「委員会」という) を置くこととした。(第六条第一項関係)
- (二) 委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第六条第二項関係)
- (1) 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要な事項に関する事務を内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に建議すること。
- (2) 内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要な事項に関する事務を内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるここと。
- (3) 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるここと。
- (4) 消費者基本法その他の個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (5) 委員会の委員は、独立してその職権を行うこととした。(第七条関係)
- (6) 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。(第八条関係)
- (七) 委員会は、委員一人以内で組織することとともに、委員会に、臨時委員及び専門委員を置くことができるとした。また、委員及び臨時委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者等のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。(第九条及び第一〇条関係)
- (八) 委員の任期は、二年とするとともに、委員、臨時委員及び専門委員は非常勤とすることとした。また、委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとするとともに、委員会に事務局を置くこととした。(第一一条第一項関係)
- 3 附則
- (一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。(附則第一項関係)
- (二) 政府は、委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとした。(附則第二項関係)
- (三) 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、地方公共団体の消費者政策の実施に対する整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。(附則第三項関係)
- (四) 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費者の利益の擁護及び増進に関する法律について、消費者庁の関与の在り方を見直すとともに、消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。(附則第四項関係)
- (五) 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講ずるものとした。(附則第五項関係)
- (六) 政府は、消費者関連三法の施行後三年を日途として、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとした。(附則第六項関係)
- (七) 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 (法律第四九号) (内閣官房)
- 内閣府の任務に、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進を加えるとともに、食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項についての企画及び立案並びに総合調整に関する事務、消費者基本法に定める消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進並びに消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。
- 内閣官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることとした。(第一一条第一項関係)

二 厚生労働省設置法、農林水産省設置法、経済産業省設置法の一部改正関係（第三条・第五条関係）
厚生労働省、農林水産省の所掌事務から一部を除くとともに、消費者庁の所掌事務のうち地方厚生局等、経済産業局に属させられた事務についての消費者庁長官の指揮監督権限等を規定することとした。

三 食品衛生法の一部改正関係（第六条関係）
内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品等に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、販売の用に供する食品等に関する表示につき必要な基準を定めることができることと、また、厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、販売の用に供する食品等の製造方法等についての基準等を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこと等を規定することとした。

四 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正関係（第七条関係）
内閣総理大臣は、飲食料品等の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定めることができること等を規定することとした。

五 宅地建物取引業法の一部改正関係（第八条関係）
国土交通大臣は、その免許を受けた宅地建物取引業者に対して指示及び業務停止命令等の処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこと、また、内閣総理大臣は、国土交通大臣に対し、当該処分に關し、必要な意見を述べることができることを規定することとした。

六 旅行業法の一部改正関係（第九条関係）
観光庁長官は、旅行業者等に対して業務改善命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官は、観光庁長官に対し、当該処分を規定することとした。

七 割賦販売法の一部改正関係（第一〇条関係）
経済産業大臣は、許可割賦販売業者等に対し改善命令等の処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこと、また、内閣総理大臣は、経済産業大臣に対し、必要な意見を述べることができること等を規定することとした。

八 家庭用品品質表示法の一部改正関係（第一一一条関係）
内閣総理大臣は、家庭用品とに、表示の標準となるべき事項を定めることができること等を規定することとした。

九 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正関係（第一二条関係）
内閣総理大臣は、景品類の制限及び禁止、不当な表示の禁止に違反する行為をした事業者に対する対し、当該行為の差止め等を命ずることができること等を規定することとした。

一〇 消費者基本法の一部改正関係（第一三条関係）
内閣総理大臣は、消費者基本法の一部改正関係（第一三条関係）
内閣総理大臣は、消費者基本計画の案を作成しようとするときに、消費者委員会の意見を聽かなければならぬこと等を規定することとした。

一一 消費生活用製品安全法の一部改正関係（第一四条関係）
内閣総理大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、内閣総理大臣に当該事故の内容等を報告しなければならないこと、当該報告を受けた場合において、内閣総理大臣は、当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

一二 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正関係（第一五条関係）
内閣総理大臣は、保健衛生上の見地から、家庭用品について、有害物質の含有量等について必要な基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならないこと等を規定することとした。

一三 特定商取引に関する法律の一部改正関係（第一七条関係）
内閣総理大臣は、主務大臣として、購入者等が受けることのある損害の防止を図るために、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引を行なう販売業者等に対し、指示、業務の停止を規定することとした。

一四 貸金業法の一部改正関係（第一八条関係）
内閣総理大臣は、その登録を受けた貸金業者に対して業務改善命令等の処分をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官は、内閣総理大臣に対し、必要な意見を述べること等を規定することとした。

一五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正関係（第一九条関係）
内閣総理大臣は、預託等取引業者に対し、業務停止等を命ずることができること等を規定することとした。

一六 住宅の品質確保の促進等に関する法律の一七 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正関係（第二〇条関係）
内閣総理大臣は、国土交通大臣とともに、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、日本住宅性能表示基準を定めなければならないことを規定することとした。

一八 健康増進法の一部改正関係（第一四条関係）
内閣総理大臣及び内閣総理大臣は、送信に多数の者に対して特定電子メールの送信につき、当該送信者に対し、電子メールの送信の方法の改善に關し必要な措置をとるべきこと等を規定することとした。

一九 食品安全基本法の一部改正関係（第二五一条関係）
内閣総理大臣は、食品安全委員会及び消費者委員会の意見を聽いて、基本的事項の案を作成しなければならないこと等を規定することとした。

二〇 この法律は、一部の規定を除き、消費者庁長官に委任された権限のうち一部を経済産業局長に對して委任することができることとした。

◇ 消費者安全法（法律第五〇号）（内閣府本府）
1 総則
この法律の目的、主な用語の定義及び基本理念等に関する規定を設けたこととした。（第一条・第五条関係）
2 基本方針
内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針を定めることとした。（第六条関係）
3 消費生活相談等の事務の実施
都道府県及び市町村は、苦情に係る相談に応じること、苦情の処理のためのあつせんを行うこと等の事務を行うものとした。（第八条関係）
4 消費生活センターの設置等
内閣総理大臣は、都道府県は設置し、市町村は設置するよう努めなければならないこととした。（第一〇条関係）
5 消費者事故等に関する情報の集約等
都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの事務に從事する人材の確保等
（1）行政機関等の長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、通知しなければならないこととした。
（2）行政機関等の長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、通知するものとした。

第九条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(命令の要請)

第九条の二 経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該命令をすることを要請することができる。

第十条の見出し中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、同条第一項中「行なわれて」を「行われて」に、「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」として同じく表示が販売業者(卸売業者を除く。)に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。)に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十一条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者委員会」に改め、同条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三条」を「第三条第一項若しくは第五項」に改め、「定め」の下に「若しくは変更し」を加え、「消費経済審議会」を「消費者委員会」に改める。

第十八条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、「販売業者」の下に(卸売業者に限る。)を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者(卸売業者を除く。)から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができることを同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣

二 経済産業大臣 内閣総理大臣

第二十四条中「第十九条の二」を「第二十一条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。

第二十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号及び第三号中「第十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第二十五条とする。

第二十条を削る。

第二十九条の三中「この法律」を「前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条の二中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

第十九条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査)

第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行つたときは、その結果を経済産業入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第十二条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、」に改める。

2 第二条第二項中「行なう」を「行う」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「附隨して」を「付隨して」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十二条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者(事業者団体の構成員)である事業者をいう。第二十条において同じ。の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一一以上の事業者が社員(社員に準ずるもの)である一般社団法人その他の社団

一二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財團法人その他の財團

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

三条中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に、「防止する」を「防止し、一般消費者による

自主的かつ合理的な選択を確保する」に改める。

第四条第一項中「各号に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ことにより」を「表示してあつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「もの」に改め、同項第二号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ため」を「表示であつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「もの」に改め、同項第三号中「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「もの」とする」を「とともに」消費者委員会の意見を聽かなければならない」に改める。

第五条の見出し中「公聴会」を「公聴会等」に改め、同条第一項中「公正取引委員会は、第二条を「内閣総理大臣は、第二条第三項若しくは第四項」に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に、「ものとする」を「とともに」消費者委員会の意見を聽かなければならない」に改める。